

特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年3月26日

長野県教育委員会

### 長野県教育委員会規則第8号

特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

特別支援学校管理規則（昭和39年長野県教育委員会規則第7号）

の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「、助教諭」を「、栄養教諭、助教諭」に改める。

附則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

特別支援教育課



### 長野県告示第160号

国土利用計画（長野県計画）の全部を変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第7条第9項において準用する同条第5項の規定により、次のとおり公表します。

平成21年3月26日

長野県知事 村井 仁

国土利用計画（長野県計画）

前文

この計画は、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第7条の規定により、長野県の区域について定める県土の利用に関する基本的事項についての計画（以下「県計画」という。）であり、全国の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「全国計画」という。）を基本として策定するものです。

また、市町村の区域について定める市町村土の利用に関する計画（以下「市町村計画」という。）と長野県土地利用基本計画の基本となるものです。

この県計画は、新たな時代にふさわしい県づくりを計画的、総合的に推進していくために策定した「長野県中期総合計画」（平成19年12月策定）を踏まえ、平成29年を目標年次として、長野県の望ましい県土利用のあり方を示すものです。

なお、この県計画は、市町村計画や今後の県土利用をめぐる情勢の変化を見据え、必要に応じ見直しを行うものです。

#### 第1 県土の利用に関する基本構想

##### 1 県土利用の基本方針

###### (1) 基本理念

県土は、現在と将来における限られた資源です。また、生活と生産を通ずる諸活動の共通の基盤でもあります。

したがって、県土の利用は、県民の理解と協力の下に、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的、文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行われなければなりません。

###### (2) 県土の特性

本県は、本州の中央部に位置し、13,562平方キロメートルの面積を有しています。平野部は少なく、糸魚川―静岡構造線、中央構造線のほか、多くの活断層が走っており、地形・地質は複雑です。

しかし、北アルプスをはじめとする3,000メートル級の山々や県土の約8割を占める広大な森林、これを源にして流れ出る多くの河川等、我が国で第一級の豊かで美しい自然環境に恵まれています。また、清らかな水をはぐくむ上流水源県でもあります。

このため、県土の利用に当たっては、このような特性を生かした総合的な施策の推進を図る必要があります。

###### (3) 県土利用をめぐる基本的条件の変化

今後の県土の利用を計画するに当たっては、次のような基本的条件の変化を考慮する必要があります。

###### ア 時代の潮流

本県は今、急速に進行する少子高齢化と人口減少時代の到来等、社会経済の大きな転換期を迎えています。

- ・ 少子高齢化・人口減少の加速
- ・ グローバル化の進展と情報通信技術の発達
- ・ 安全・安心や環境に対する意識の高まり
- ・ 価値観の多様化と子どもをはぐくむ力の低下
- ・ 公共の担い手の多様化と役割の増大
- ・ 地方分権の進展と国・地方を通じた厳しい財政状況

###### イ 土地利用の基本的条件の変化

## (7) 市街地拡大の鈍化

人口減少等により、市街地拡大の動きが鈍化し、従来の人口増加に対応し続けた都市づくりからの転換期に合った対応が求められています。

## (4) 地目間の土地利用転換の鈍化

県全体の平成4年から平成17年までの土地利用転換の推移をみると、農地転用面積（県農政部調べ）は約1,200ヘクタールから約480ヘクタールへ、また、林地開発許可等面積（県林務部調べ）は約320ヘクタールから約20ヘクタールへそれぞれ減少しており、農用地や森林から宅地等への土地利用転換面積は大幅に減少しています。

## (7) 自然災害の多発

全国的には近年、集中豪雨や局地的大雨による災害が頻発しており、急峻な地形や脆弱な地質が広く分布している本県においても、災害に強い県土づくりが求められています。

## (E) 減災の視点や循環と共生の重視

人口減少や高齢化等によって放置される県土の増大や地域住民のつながりの希薄化等により、社会の防災力低下が懸念され、被害を最小限に食い止める「減災」の考え方が求められています。

また、地球温暖化の進行、廃棄物の発生による環境への負荷、希少野生動植物の絶滅の危惧等、多くの問題が顕在化しており、人間活動と自然のプロセスが調和する循環と共生を重視した持続可能な社会の構築が重要となっています。

## (6) 土地利用相互の関係性の深まり

身近な生活空間として土地利用を認識し、宅地や建物、道路、緑地等を一連のもの、横断的なものととらえて快適性や安全性を考える土地利用相互の関係が深まっています。

その際、土地利用の影響の広域性を踏まえ、地域間の適切な調整が重要となっています。

## (6) 県土の管理水準の低下

近年、高齢化の進展や不在所有者の増加等により、間伐等の手入れが不十分な森林や耕作放棄地が増加するなど、県土の管理水準の低下が懸念され、新たな対応が求められています。

## (6) 多様な主体の直接的・間接的なかわりの拡大

価値観の多様化、社会貢献意識の高まり等に伴い、個人、ボランティア・NPO、各種団体、企業による森林づくり、災害時の救済活動、沿道への植栽、耕作放棄地の解消活動等に見られるように、多様な主体による自主的・主体的な取組が広がっています。

## (4) 今後の課題

県土利用をめぐる基本的条件の変化を踏まえると、県土に限られた資源であることを前提として、その有効利用を図りつつ、利用目的に応じた区分（以下「利用区分」という。）ごとの土地需要を量的に調整するとともに、土地利用転換の動きが鈍化している機会をとらえ、県土利用の一層の質的向上を図る必要があります。

また、これらを含め、総合的なマネジメントを行うとともに、少子高齢化・人口減少による農林業の担い手不足等による県土の管理水準の低下から、多様な主体による県土の適切な管理を推進する、個人、ボランティア・NPO、各種団体、企業等の新たな公共の担い手との連携・協働が重要となっています。

このため、より良い状態で県土を次世代へ引き継ぐ「持続可能な県土管理」の課題は、次のとおりです。

## ア 土地需要の量的調整

土地需要の量的調整に関しては、「計画的かつ有効な県土利用」を図ることを基本とします。

## (7) 住宅地等の都市的土地利用については、周囲の環境や街並み景観等に配慮しつつ、住宅の中高層化等による土地の高度利用と、空き家、空き店舗等の低未利用地の有効利用を促進し、良好な市街地を形成する必要があります。

## (4) 農用地や森林等の自然的土地利用については、適正な保全と耕作放棄地の再生活用を進めていく必要があります。

その際、農林業の生産活動の場、ゆとりやすらぎをはぐくむ場、県土保全等の多面的機能を担う場としてのそれぞれの役割や、自然の循環システムの維持に配慮する必要があります。

## (7) 食料生産の基盤である農用地や二酸化炭素吸収源である森林の宅地等への転換については、復元の困難性や生態系をはじめとする自然の様々な循環系への影響を考慮し、慎重な配慮の下で計画的に行うことが重要です。

## イ 県土利用の質的向上

県土利用の質的向上に関しては、「安全で安心できる県土利用」「循環と共生を重視した県土利用」「美（うるわ）しくゆとりある県土利用」を図ることを基本とします。

## (7) 安全で安心できる県土利用

本県は、複雑な地形・地質を有するため、災害を受けやすいという特性があります。このため、災害対策は、地域ごとの特性を踏まえ、防災に加え減災の視点に立った適正な県土利用を基本として進めていく必要があります。

また、総合的な河川管理、森林の持つ県土保全機能の向上等を図り、県土の安全性を高めていく必要があります。

## (4) 循環と共生を重視した県土利用

人間活動と自然のプロセスとが調和し、健全で恵み豊かな自然環境を次世代に継承することのできる、持続可能な県土利用を進めていくことが重要です。

このため、生態系ネットワークの形成を通じた自然の保全・再生、温室効果ガスの排出削減による地球温暖化防止、流域における水循環と県土利用の調和、持続可能な資源循環型社会の形成等を進めていく必要があります。

(ウ) 美(うるわ)しくゆとりある県土利用

人と自然の営みが調和した豊かな生活環境を実現するため、地域住民と自然との良好な関係の中で利用・保全されてきた里地里山のように、自然と一体となった文化的特質を失わない県土利用を進めていく必要があります。

また、ゆとりある都市環境の形成、農山村における緑豊かな環境の確保、歴史的・文化的風土の保存、地域の自然的・社会的特性等を踏まえた個性ある景観の保全・育成や観光資源としての有効活用等を進めていく必要があります。

ウ 県土利用の総合的なマネジメント

県土利用の総合的なマネジメントに関しては、地域の実情に即して諸問題に柔軟かつ能動的に取り組むことを基本とします。

(7) 土地利用の基本的な考え方についての合意形成

土地は次世代に引き継ぐかけがえのない共有財産です。土地利用をめぐる様々な関係の深まりや多様な主体のかかわりの増大を踏まえ、地域における県土利用の基本的な考え方についての合意形成を図ることが重要です。

(イ) 土地利用のプロセスを管理する視点

土地利用に当たっては、慎重な利用転換、有効利用と適切な維持管理、再利用といった一連のプロセスを管理する視点が重要です。

(ウ) 土地利用の広域性を踏まえた地域間の適切な調整

地域の実情に即して県土利用の諸問題に取り組む際、土地利用が広範囲に及ぼす影響を踏まえ、地域間の適切な調整を図ることが重要です。

エ 新たな公共の担い手との連携・協働の促進

県民の社会参加や社会貢献意識の高まり、価値観の多様化等に伴って、個人、ボランティア・NPO、各種団体、企業等の多様な主体が、公共・公益的な分野における活動を担いつつあります。

少子高齢化・人口減少による農林業の担い手不足等から県土の管理水準が低下している中で、こうした新たな公共の担い手による県土管理への直接的・間接的なかかわりが期待されています。

そのため、行政と行政以外の公共の担い手とが共通の目的意識と責任感を保ちながら、相乗効果を高められるよう連携・協働していくことが必要です。

2 地域類型別の県土利用の基本方向

(1) 都市

都市においては、中心市街地では居住人口が減少し、空き店舗が発生するなど活力の低下や空洞化が、また、郊外部では開発や都市機能の拡散傾向がみられます。

このことから、中心市街地の活性化や二酸化炭素の排出量削減等のため、拡散型から集約型都市構造への転換を進め、多様な都市機能がコンパクトに集約した、高齢者をはじめ誰もが暮らしやすい、歩いて暮らせるまちづくりを推進する必要があります。

このため、都市における県土利用の基本方向は、次のとおりです。

ア 道路、公園、下水道等の都市施設や高度情報通信網等の整備を計画的に推進し、都市機能の向上を図ります。また、地域の特性を生かした個性あるまちづくりを進めます。

イ 既成市街地においては、再開発、建物等の複合化による土地の高度利用、低未利用地の有効利用、公共交通の利便性の向上を図ります。

特に中心市街地においては、周囲の環境や街並み景観等に配慮しつつ、中高層住宅や商業施設と公用・公共用施設の複合化等により、土地の高度利用を図るとともに、地域のコミュニティのよりどころとして中心市街地が果たす役割は大きいことから、地域、商店街、個店、住民等の多様な主体による活性化を促進します。

市街化を図る必要のある区域においては、地域の実情に応じ、計画的に整備を図ります。

良好な景観・自然環境の保全や土地利用の整序・集約化を図るため、新たな土地需要については、低未利用地の再利用を優先し、農用地・森林等の無秩序な開発を抑制します。

ウ 環境負荷の少ない都市を形成するため、住宅地、商業地、工業用地等の適切な配置、健全な水循環・大気環境の保全、資源・エネルギー利用の効率化、景観への配慮、道路機能の充実による渋滞緩和、緑地・水辺の効率的な配置等を図ります。

また、森林、農地、都市内緑地・水辺、河川等をつなぐ生態系ネットワークの形成を通じ、自然環境の保全・再生を図ります。

エ 災害に強い都市構造を形成するため、自然条件や防災施設の整備状況を考慮した土地利用への誘導、地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保、ライフラインの多重化等を図ります。

(2) 農山村

農山村は、豊かな自然、歴史の中ではぐくまれた伝統文化、自然と調和した生活文化等の大切な資源を有する地域です。また、農業生産活動等が行われることを通じて県土保全や水源のかん養、自然環境の保全等の多面的機能を発揮する地域です。

しかし、少子高齢化や人口流出等により、農林業生産活動の停滞や集落機能の低下が懸念されており、農山村の活性化が求められています。

このことから、地域経営の中心的役割を担う市町村の行財政基盤の確立や生活・生産基盤の整備を推進する必要があります。

このため、農山村における県土利用の基本方向は、次のとおりです。

- ア 地域に密着した生活道路、バス等の公共交通、下水道等の生活排水施設、住宅等の生活基盤の整備については、生産基盤の整備とあわせて計画的かつ一体的に促進します。
- イ 農山村における就業機会を確保するため、地域の歴史や風土を生かした農林業の振興や、農山村の資源を活用しながら観光等と結びついた新たな産業を創出する取組、また、余暇需要へ対応した施設整備等を総合的に展開します。
- ウ 農林業の担い手の確保、生産基盤の整備、効率的・安定的経営体への農用地の利用集積、地域の農家が共同して行う集落営農、新たな管理主体の形成、都市住民の参加・協力等、多様な主体による直接的・間接的な農林業への参画を促進します。  
また、人と野生鳥獣とのすみ分けに配慮しつつ、優良農用地の確保や里山を中心とした森林の整備・保全を図ります。  
さらに、耕作放棄地の解消に努め、その有効利用を促進します。
- エ 人の手が入ることによって維持される里地里山の景観の保全・育成、生態系の維持・形成を図ります。また、地域の豊かな自然や伝統文化とふれあう場の提供、地域の特性を生かした観光拠点の整備等により、都市と農山村の交流を促進します。
- オ 農地と宅地が混在する地域においては、地域住民の意向に配慮しつつ、農業生産環境と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の実情に応じた計画的かつ適切な土地利用を図ります。

### (3) 自然維持地域

自然維持地域は、原生的な自然や優れた風景地等を有することから、県土の生態系ネットワークを形成する上で中核的な役割を果たしています。このことから、在来の野生動植物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保するため、自然環境データの把握に努め、これらの地域を適正に保全します。

また、自然が失われつつある場合は、再生を促進します。あわせて、適正な管理の下で、その特性を踏まえつつ体験学習等のふれあいの場としての利用を図ります。

## 3 利用区分別の県土利用の基本方向

### (1) 農用地

- ア 食料自給率の向上や農産物の安定供給に向け、「所有」から「利用」の促進をより重視する国の農地制度改革の方向に沿い、その効率的な利用と生産性の向上を促進するとともに、必要な農用地の維持・確保を図ります。
- イ 農業者をはじめ地域住民やNPO等の多様な主体による適切な管理により、農業生産活動を通じて発揮される、県土保全、水源のかん養等の多面的機能の維持を図ります。
- ウ 化学肥料や化学合成農薬に過度に依存しない環境と調和した農業生産の推進を図ります。
- エ 耕作放棄地の発生防止のため、円滑な利用権設定を通じた農用地の利用集積や地域の農家が共同して行う集落営農の推進等の取組に加え、多様な主体の直接的・間接的な参加の促進を図ります。

### (2) 森林

- ア 林産物の供給をはじめ、県土保全、水源のかん養等の森林の持つ多面的機能を総合的に発揮する持続可能な森林経営の確立に向け、間伐等により、多様で健全な森林の整備と保全を図ります。その際、多様な主体の直接的・間接的な参加の促進を図ります。
- イ 都市とその周辺の森林については、良好な生活環境を確保するため、積極的に緑地としての保全と整備を図ります。農山村集落周辺の森林については、地域社会の活性化に加え、多様な要請に配慮しつつ適正な利用を図ります。
- ウ 原生的又は希少野生動植物が生息・生育するなど自然環境の保全が必要な森林及び重要な水源地帯の森林については、適正な維持管理を図ります。また、間伐を中心とした森林整備や野生鳥獣とのすみ分けを促進する緩衝帯の整備を進め、森林資源の適正な利用と保全を図ります。

### (3) 原野

- ア 湿原、水辺植生、在来の野生動植物の生息・生育地等の貴重な自然環境を形成している原野については、生態系や景観の維持等の観点から保全を基本とし、自然が失われつつある場合は、その再生を促進します。
- イ その他の原野については、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を図ります。

### (4) 水面・河川・水路

- ア 河川はん濫地域や土砂災害の危険性のある区域においては、河川や砂防施設等のハード整備のための必要な用地の確保を図ります。  
また、被害を最小限に食い止める減災の視点から、洪水、土砂災害等のハザードマップの作成や警戒避難体制の整備、土砂災害警戒区域等の指定による新規住宅の立地抑制等のソフト対策を実施するとともに、ハードとソフト対策が一体となった総合的な安全性の確保を図ります。  
さらに、施設の適切な維持管理・更新により、既存用地の持続的な利用を図ります。
- イ 整備に当たっては、在来の野生動植物の生息・生育に適した良好な水辺空間の確保や、親水性、オープンスペース等の多様な機能の維持・向上を図り、自然環境の保全・再生に配慮します。

### (5) 道路

#### ア 一般道路

- (7) 県内外各地の交流・連携を促進し、県土の有効利用や良好な生活・生産基盤の整備を進めるため、必要な用地の確保を図ります。

また、適切な維持管理・更新により、既存用地の持続的な利用を図ります。

- (イ) 道路の安全性、快適性等の向上、災害時の緊急輸送路の確保等防災機能の向上を図るとともに、交通渋滞の解消により、ゆとりとうるおいある道路環境の整備を推進します。

特に市街地においては、道路緑化等により、良好な沿道環境の保全と整備を図ります。

イ 農道及び林道

農林業の生産性の向上、農用地や森林の適正な管理、農山村の生活環境の改善を図るため、必要な用地の確保を図ります。

なお、整備に当たっては、自然環境の保全に十分配慮し、適切な維持管理・更新により、既存用地の持続的な利用を図ります。

(6) 宅地

ア 住宅地

- (7) 少子高齢化の進展や環境への関心の高まりなどから、豊かな住生活の実現のため、耐震・環境性能を含めた既存ストックの質の向上を図ります。また、ユニバーサルデザイン、省エネルギー、景観等に配慮した良好な住環境が形成されるよう、必要な用地の確保を図ります。

- (イ) 特に都市においては、土地利用の高度化や低未利用地の有効利用により、良質な住宅地の供給とオープンスペースの確保による安全性の向上とゆとりある快適な環境の形成を図ります。

イ 工業用地

- (7) グローバル化、情報化の進展等に伴う産業の高付加価値化や構造変化、地域資源を活用した産業創出の動向等を踏まえ、産業集積を進める上で必要な用地の確保を図ります。その際、環境の保全等に十分配慮するとともに、低未利用地の有効利用を図ります。

- (イ) 工場と住宅が混在する地域においては、計画的な工場の再配置を図ります。また、移転等に伴って生ずる工場跡地については、土壌汚染の調査や対策を講ずるとともに、良好な都市環境の整備等のため有効利用を図ります。

ウ その他の宅地

- (7) 中心市街地の活性化や良好な環境の形成に配慮しつつ、空き店舗・空き地等の低未利用地の有効利用を図ります。

- (イ) 郊外の大規模集客施設は周辺の土地利用に広域的な影響を及ぼすため、地域の合意形成や景観との調和を踏まえた適正な立地に配慮します。

(7) 上記利用区分以外の土地利用

ア 公用・公共用施設用地

- (7) 文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設等の公用・公共用施設の整備に当たっては、県民生活上の重要性和ニーズの多様化を踏まえ、施設の拡散を防ぐ観点から空き家・空き店舗の再生活用や街なか立地に配慮し、必要な用地の確保を図ります。

- (イ) 施設の整備に当たっては、環境の保全や景観に配慮します。また、耐震性等を含めた耐災性を確保するとともに、災害時に施設が活用できるよう考慮します。

イ レクリエーション用地

- (7) 価値観の多様化や自然とのふれあい志向の高まりを踏まえ、地域の振興等を総合的に勘案して、自然環境の保全等を図りつつ、計画的な整備と有効利用を促進します。

- (イ) 市民農園や農産物直売所等の都市農村交流拠点施設の整備をはじめ、地域資源を生かした人が集い癒される交流の場の創出を促進します。

- (ウ) 農山村における自然や文化とふれあう施設の整備に当たっては、地域の自然環境保全の観点からその適切な配置や、都市と農山村の交流の場等としての広域的な連携に配慮します。

ウ 低未利用地

都市及びその周辺地域の低未利用地については、再開発用地、宅地、公園緑地や防災・自然再生のためのオープンスペース等への活用をはじめ、地域の個性ある景観の保全・育成等に配慮し、計画的かつ適正な活用を図ります。

また、耕作放棄地については、食料生産を確保し、食料自給率を向上させるため、所有者による適切な管理に加え、多様な主体の直接的・間接的な参加を促進することにより、農用地としての再生活用を積極的に図ります。

第2 県土の利用区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

1 県土の利用区分ごとの規模の目標

- (1) 計画の目標年次は平成29年とし、基準年次は平成16年とします。
- (2) 県土の利用に関して基礎的な前提となる人口と一般世帯数については、平成29年において、それぞれおよそ207万人、およそ78万世帯と想定します。
- (3) 県土の利用区分は、農用地、森林、原野、水面・河川・水路、道路、宅地、その他の地目別区分と市街地とします。
- (4) 県土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の県土の利用の現況や過去における面積の推移等をもとに、将来人口等を前提とし、利用区分間の調整を行い、定めるものとします。
- (5) 第1の「県土の利用に関する基本構想」に基づく平成29年における県土の利用区分ごとの規模の目標は、第1表のとおりです。

なお、次の「2 地域別の概要」も含め、以下の数値等については、今後の経済社会の不確定さなどを踏まえ、流動的な要素があることに留意しておく必要があります。

(第1表)

## 利用区分ごとの規模の目標

(単位: ha、%)

利用区分	平成16年 (基準年次)	平成29年 (目標年次)	増・減(△) (29年-16年)	構成比	
				平成16年	平成29年
農用地	117,920	111,750	△ 6,170	8.7	8.3
農地	114,140	108,300	△ 5,840	8.4	8.0
採草放牧地	3,780	3,450	△ 330	0.3	0.3
森林	1,055,030	1,055,500	470	77.8	77.8
原野	3,840	4,190	350	0.3	0.3
水面・河川・水路	39,830	39,660	△ 170	2.9	2.9
道路	41,880	45,820	3,940	3.1	3.4
宅地	50,420	55,350	4,930	3.7	4.1
住宅地	30,620	33,390	2,770	2.3	2.5
工業用地	2,890	2,900	10	0.2	0.2
その他の宅地	16,910	19,060	2,150	1.2	1.4
その他	47,280	43,930	△ 3,350	3.5	3.2
合計	1,356,200	1,356,200	0	100.0	100.0
市街地	17,700	19,290	1,590	1.3	1.4

(注) 1 道路は、一般道路、農道、林道である。

2 平成16年欄は、旧山口村の越県合併(平成17年2月)による減少と県境の境界確定(平成17年1月)による増加面積を考慮した後のものである。

3 市街地は人口集中地区であり、再掲数値である。平成16年欄の市街地の面積は、平成17年の国勢調査の面積である。

## 2 地域別の概要

(1) 地域別の土地利用は、土地、水、自然等の資源の有限性を踏まえ、地域の振興を基調として、環境の保全に配慮しつつ、地域特性を生かした土地の有効利用と、県土の均衡ある発展を基本とします。

(2) 地域の区分は、県土の自然的、社会的、歴史的な過程等から、次の4地域に区分します。

ア 東信地域(佐久・上小地域)

イ 南信地域(諏訪・上伊那・飯伊地域)

ウ 中信地域(木曾・松本・大北地域)

エ 北信地域(長野・北信地域)

(3) 計画の目標年次、基準年次、県土の利用区分と利用区分ごとの規模の目標は、1に準じて定めます。

(4) 平成29年の地域別の人口は、県人口のおよそ207万人を基礎として、次のとおり想定します。

東信地域 40万人

南信地域 55万人

中信地域 50万人

北信地域 62万人

- (5) 平成29年における地域別の利用区分ごとの規模の目標は、第2表のとおりです。

なお、その概要は次のとおりです。

ア 農用地

耕作放棄地の再生活用を進めるものの、宅地、道路等への転換により、6,170ヘクタール程度減少し、全体では111,750ヘクタール程度となります。

地域別では、東信地域は29,080ヘクタール、南信地域は26,630ヘクタール、中信地域は29,150ヘクタール、北信地域は26,890ヘクタール程度となります。

イ 森林

適切な整備と保全により、470ヘクタール程度増加し、全体では1,055,500ヘクタール程度となります。

地域別では、東信地域は175,150ヘクタール、南信地域は322,340ヘクタール、中信地域は379,490ヘクタール、北信地域は178,520ヘクタール程度となります。

ウ 原野

採草放牧地の原野化等により、350ヘクタール程度増加し、全体では4,190ヘクタール程度となります。

地域別では、東信地域は140ヘクタール、南信地域は330ヘクタール、中信地域は750ヘクタール、北信地域は2,970ヘクタール程度となります。

エ 水面・河川・水路

農用地から宅地等への転換に伴い、水路面積が減少することなどにより、170ヘクタール程度減少し、全体では39,660ヘクタール程度となります。

地域別では、東信地域は7,920ヘクタール、南信地域は11,040ヘクタール、中信地域は13,520ヘクタール、北信地域は7,180ヘクタール程度となります。

オ 道路

道路整備を進めることにより、3,940ヘクタール程度増加し、全体では45,820ヘクタール程度となります。

地域別では、東信地域は10,260ヘクタール、南信地域は13,360ヘクタール、中信地域は11,290ヘクタール、北信地域は10,910ヘクタール程度となります。

カ 宅地

(7) 住宅地

世帯数は当面増加が見込まれるものの、既存ストックの量的充足等により、2,770ヘクタール程度の増加にとどまり、全体では33,390ヘクタール程度となります。

地域別では、東信地域は8,030ヘクタール、南信地域は8,820ヘクタール、中信地域は8,390ヘクタール、北信地域は8,150ヘクタール程度となります。

(イ) 工業用地

近年、漸減傾向にあるものの、産業集積の促進等により、10ヘクタール程度増加し、全体では2,900ヘクタール程度となります。

地域別では、東信地域は680ヘクタール、南信地域は730ヘクタール、中信地域は1,030ヘクタール、北信地域は460ヘクタール程度となります。

(ウ) その他の宅地

経済構造のソフト化やサービス化の進展等により、2,150ヘクタール程度増加し、全体では19,060ヘクタール程度となります。

地域別では、東信地域は5,980ヘクタール、南信地域は3,720ヘクタール、中信地域は4,100ヘクタール、北信地域は5,260ヘクタール程度となります。

キ その他

低未利用地の解消等により、3,350ヘクタール程度減少し、全体では43,930ヘクタール程度となります。

地域別では、東信地域は13,390ヘクタール、南信地域は7,760ヘクタール、中信地域は12,290ヘクタール、北信地域は10,490ヘクタール程度となります。

ク 市街地

人口の減少、拡散型から集約型都市構造への転換を図るものの、1,590ヘクタール程度増加し、全体では19,290ヘクタール程度となります。

地域別では、東信地域は2,690ヘクタール、南信地域は4,380ヘクタール、中信地域は5,070ヘクタール、北信地域は7,150ヘクタール程度となります。